

○大多喜町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例

昭和61年12月17日

条例第30号

改正 平成2年3月31日条例第16号

平成7年4月1日条例第16号

平成9年4月1日条例第12号

平成13年4月10日条例第24号

平成15年3月31日条例第17号

平成16年9月22日条例第25号

平成17年3月31日条例第20号

平成17年6月15日条例第23号

平成27年3月31日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域（以下「実施地域」という。）の振興を促進するため、実施地域の区域内において半島振興法第17条各号に規定する事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、固定資産税の特例を定めるものとする。

(不均一課税)

第2条 実施地域の区域内における新設又は増設に係る特別償却設備（半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「省令」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備をいう。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（省令第1条第1号に規定する公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、固定資産税を最初に課すべきこととなる年度以降3年度に限り、大多喜町税条例（昭和30年条

例第61号)第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める税率とする。

- (1) 初年度分 100分の0.14
 - (2) 第2年度分 100分の0.35
 - (3) 第3年度分 100分の0.70
- (不均一課税に係る届出)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、不均一の課税を受けようとする各年度の賦課期日の属する年の3月15日までに町長に届出をしなければならない。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成2年3月31日条例第16号)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に工業生産設備を新設し、又は増設した者について適用し、同日前に工業生産設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年4月1日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の条例第2条の規定は、平成9年4月1日以後に新設又は増設された同条に規定する製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地について適用し、同日前に新設又は増設された製造事業用設備を構成する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地につい

ては、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月10日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される製造事業用設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された製造事業用設備については、なお従前の例による。

附 則（平成16年9月22日条例第25号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第20号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月15日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月31日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1条の規定は、施行日以後に実施地域内において半島振興法第17条各号に規定する事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について適用し、施行日前に実施地域内において製造の事業又は旅館業（下宿業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者については、なお従前の例による。